

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き (経営事項審査の手引き)

この手引きは、国土交通大臣許可（中部地方整備局）の建設業者を対象にしています。

令和5年7月

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課

【令和5年7月1日 変更箇所 P.30】

○建設業施行規則の一部改正（一般建設業許可の営業所専任技術者の要件緩和）に伴い、「技術職員有資格区分コード表」のコード追加及び加対象の業種が拡大しました。 ※令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請から適用

【令和5年1月1日 主な変更箇所】

○社会性等（W）について以下の評価項目が改正されました。（P13,P33～36など）

・WLBに関する認定の取得、[・CCUSの取組に関する評価（※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用）](#)、[・建設機械の加対象の拡大](#)、[・エコアクション21の認証の取得](#)

【令和4年8月15日 変更箇所】

○技術職員の講習受講「1」の要件が変更となりました。（P14,P15）

【令和3年3月 主な変更箇所】

○項番61 CPD単位取得数、項番62 レベル向上者数の項目が追加されました。（P13,14）

○公認会計士等、二級登録経理試験合格者の数の加対象要件が変更されました。（P13）

（※一部、経過措置あり。）

○「様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類、「第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」について、押印不要となりました。

目次

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは・・・・・・・・・・ 1
[1] 経営事項審査とは
[2] 審査基準日・・・・・・・・・・ 2
[3] 有効期間
2. 経営事項審査の仕組み・・・・・・・・ 3
3. 総合評定値（P）の算出方法等

II. 申請方法等について

1. 申請方法・・・・・・・・・・ 4
[1] 経営状況分析（Y）
[2] 経営規模等評価（X・Z・W）
2. 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）・・ 5
[1] 申請書等
[2] 添付書類
[3] 確認書類
3. 申請にあたっての留意事項
[1] 提出部数
[2] 綴じ方
4. 提出先・・・・・・・・・・ 6
5. 手数料
6. 電子申請・・・・・・・・・・ 7

III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 【記入例】・・・・・・・・ 8, 9
2. 別紙1 工事種類別完成工事高／元請完成工事高 【記入例】・・・・ 10, 11
[1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算) について・・・・ 12
3. 別紙3 その他の審査審査項目（社会性等） 【記入例】・・・・・・ 13
4. 別紙2 技術職員名簿 【記入例】・・・・・・・・・・ 14
[1] 技術職員名簿に関する注意事項・・・・・・・・・・ 15
5. 添付書類 工事経歴書の作成について・・・・・・・・・・ 16, 17, 18

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて・・・・・・・・ 19
2. 経営事項審査結果の公表について
3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について
4. 特殊な経営事項審査について
5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて・・ 20
[1] 申請に係る個人情報の利用目的等
[2] 結果に係る個人情報の利用目的等
6. 登録経営状況分析機関一覧表
7. お問い合わせ先
8. 経営事項審査についてよくいただくご質問・・ 21, 22

V. 資料

- 建設業法による建設工事の業種区分一覧表・・ 23～26
- 各種コード表（その1）・・・・・・・・・・ 27
- 各種コード表（その2）・・・・・・・・・・ 28
- 各種コード表（その3）・・・・・・・・・・ 29
- 技術職員 有資格コード表・・・・・・・・ 30～32
- 経営事項審査に係る「確認資料」一覧表・・ 33～36

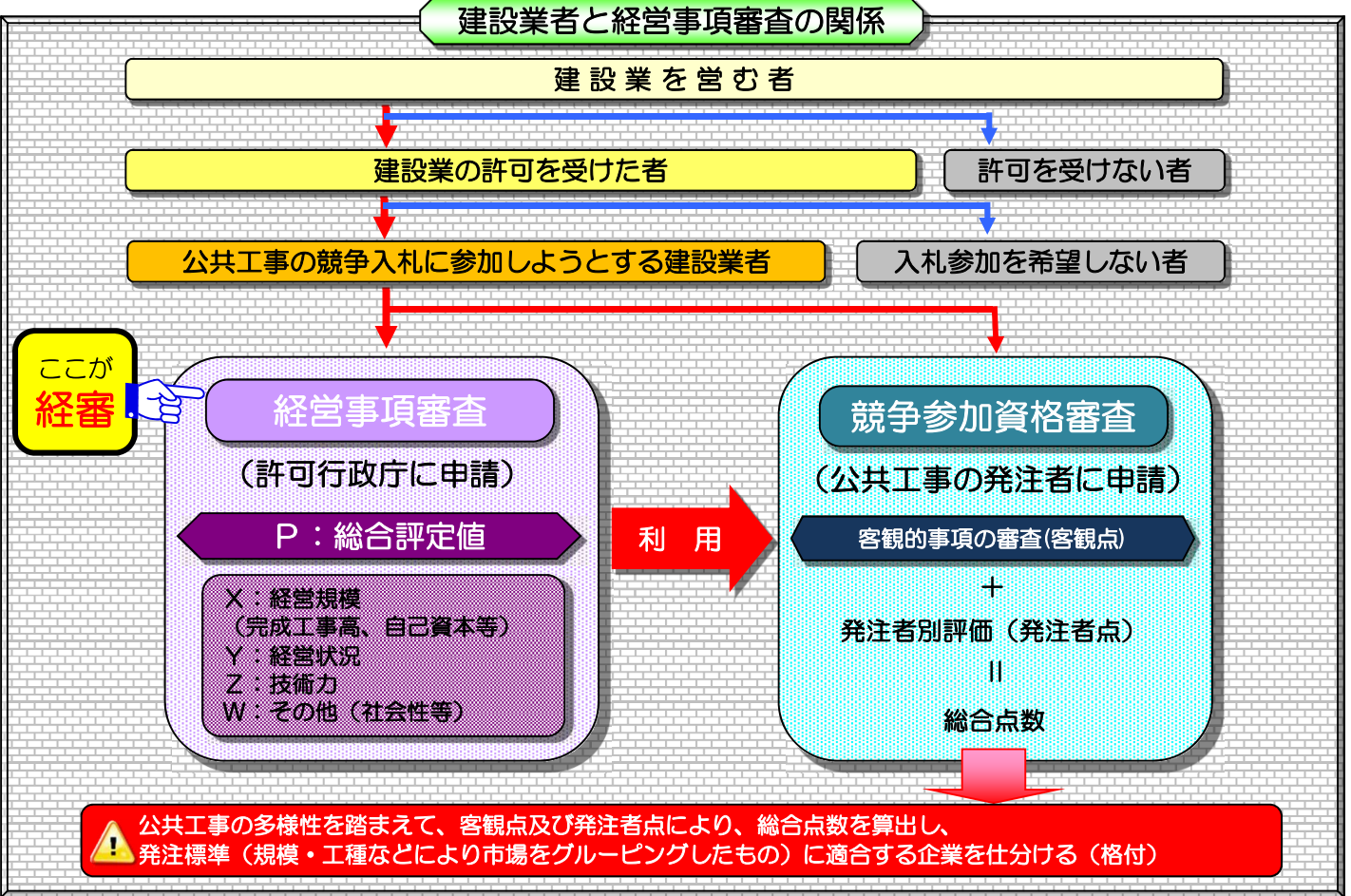
I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは

【1】経営事項審査とは (建設業法第27条の23)

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたる審査が『経営事項審査』です。この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により**建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施すること**とされています。

！ 公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査です。



●「経営事項審査」の対象となる「公共工事」とは

建設業法 (抄) (昭和24年5月24日 法律第100号)
第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令 (抄)
第27条の13 法第27条の23第1項の建設工事で政令で定めるものは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事1件の請負代金の額が500万円 (当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1500万円) 以上のものであって、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- 2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

建設業法施行規則 (抄)
第18条 令第27条の13の国土交通省令で定める法人は、公害健康被害補償予防協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号) 第1条第1項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 (昭和61年法律第88号) 第1条第3項に規定する会社とする。

I. 経営事項審査制度の概要

【2】 審査基準日

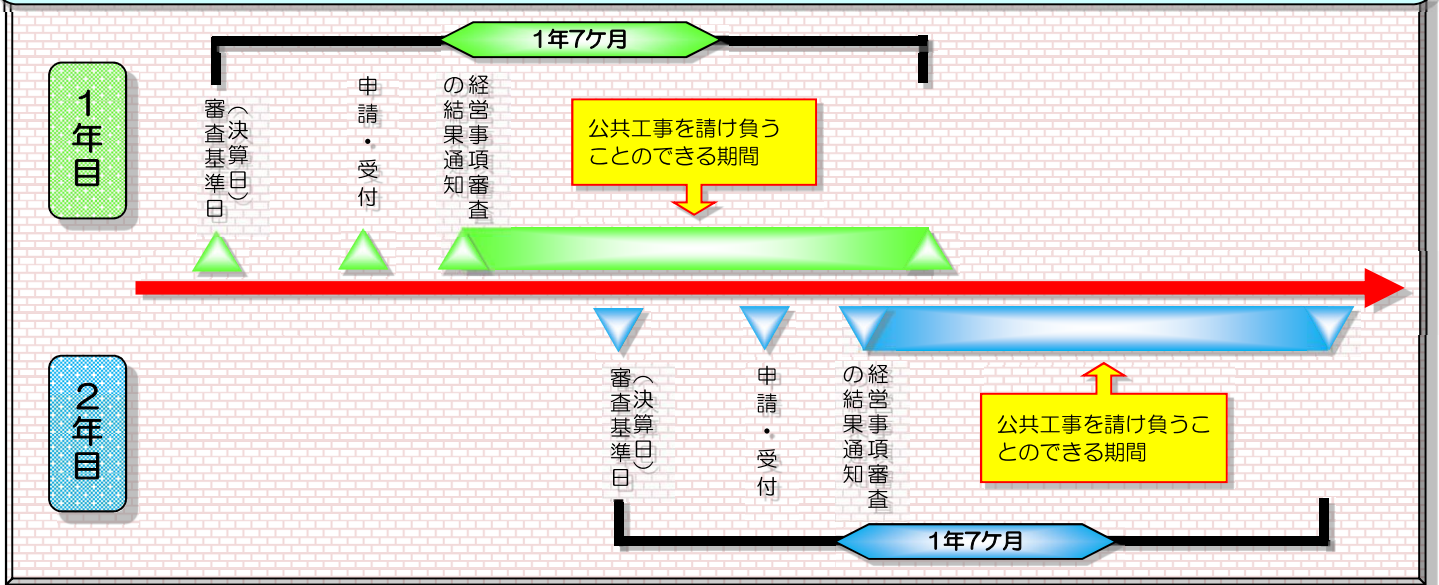
経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日**となります。
 審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

！ 審査基準日は直前の決算日

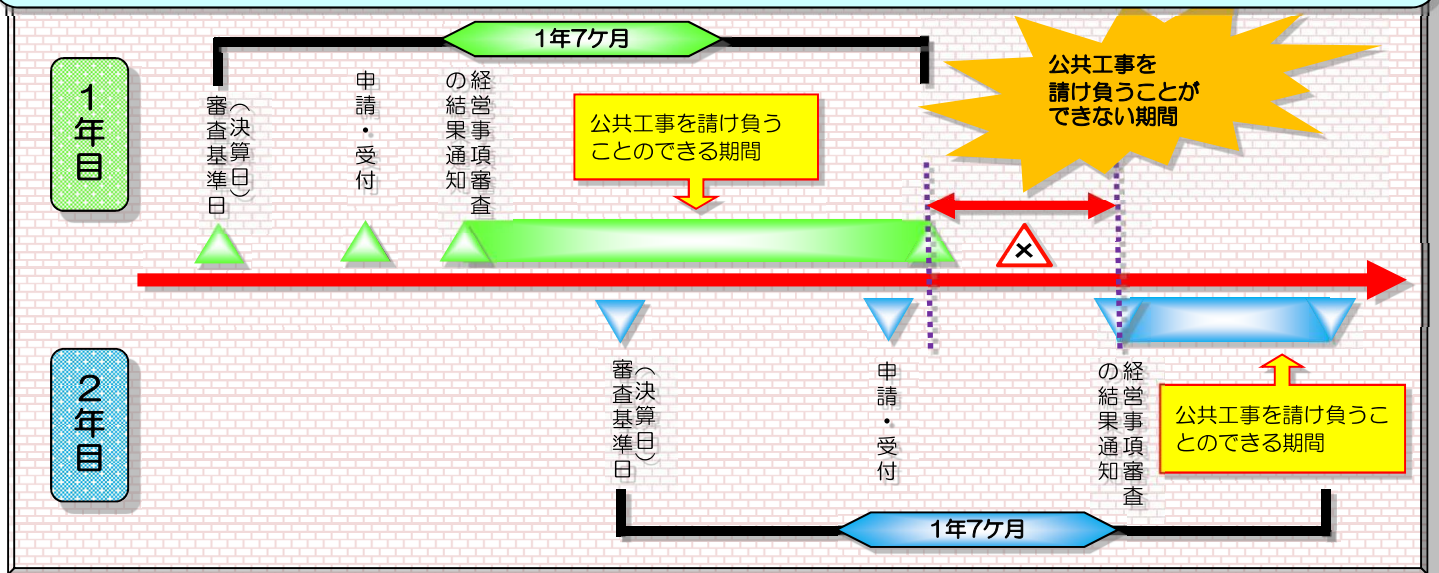
【3】 有効期間

経営事項審査の**有効期間は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。**
 この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってから期間ではありません。
 公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、**その結果通知書の交付を受けていることが必要です。**これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。
 従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

●有効期間が切れ目なく継続するケース（通常）



●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



！ 申請を怠ると、公共工事の発注者と請負契約を締結することができなくなります！

『経営事項審査』の受審の時期は？

建設業法施行規則（抄）
 第18条の2 法第27条の2第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

■有効期間を切れ目なく継続するためには……
 毎年、決算終了後4ヶ月以内を目安に経営事項審査を申請して下さい。（3月決算の会社であれば7月末を目安に申請）



2. 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います。（建設業法第27条の23第2項）

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」とは？

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。
具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を『総合評定値（P）』と言います。



■ 経営事項審査

経営状況分析申請

+

経営規模等評価申請

=

総合評定値の請求

3. 総合評定値（P）の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値（P）」の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。

（令和5年1月1日以降）

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1 完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目（社会性等）	W ①建設業の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況	2,109 (R5.8.14審査基準日申請～ 2,073)	▲1,995 (R5.8.14審査基準日申請～ ▲1,837)	0.15	
経営状況	経営状況	Y ①負債抵抗力 純支払利息比率 負債回転期間 ②収益性・効率性 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 ③財務健全性 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 ④絶対的力量 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関

総合評定値（P）は、次の算式により算出します。

総合評定値（P） = 0.25（X₁） + 0.15（X₂） + 0.20（Y） + 0.25（Z） + 0.15（W）

総合評定値（P）の点数

最高点
2,165
(R5.8.14審査基準日申請～
2,159)

最低点
▲18
(R5.8.14審査基準日申請～
6)

Ⅱ. 申請方法等について

1. 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分れていますので、それぞれを受審することとなります。
(『総合評定値』(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します。)
このうちの「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

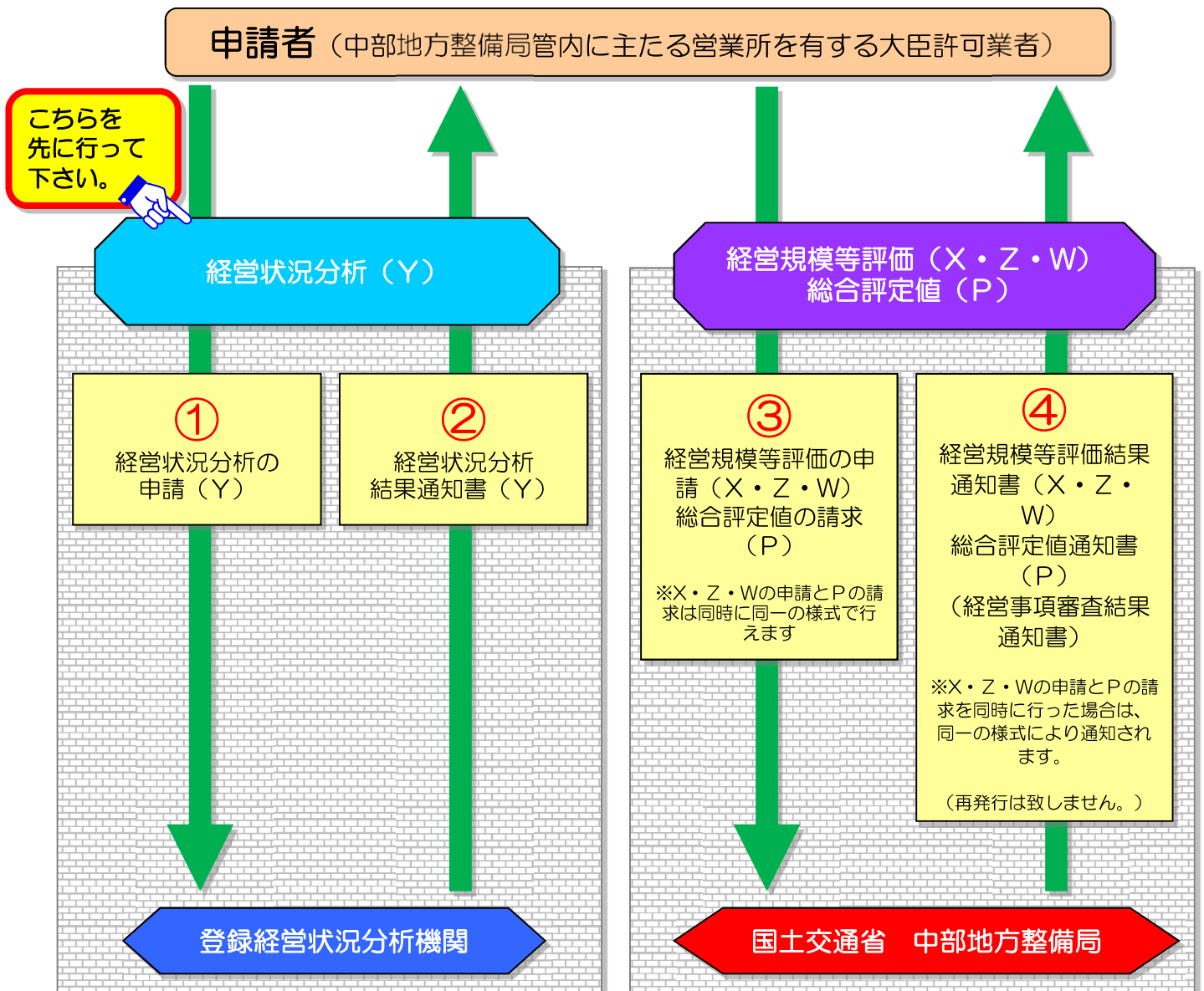
【1】経営状況分析 (Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析 (Y) については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。
なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

経営状況分析申請については、登録経営状況分析機関(P19参照)に対して行って下さい。

【2】経営規模等評価 (X・Z・W)

中部地方整備局管内4県(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通省大臣許可業者の場合は、中部地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、中部地方整備局へ申請して下さい。(*R2.4.1以降は中部地方整備局に直接申請してください)



2. 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれ別々に申請しなくてはなりません。
 ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。
 提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

中部地方整備局のホームページに経営事項審査の最新の情報が掲載されています。
<https://www.cbr.mlit.go.jp>
 各種様式もダウンロードできます。

【1】申請書等

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則 別記様式第25号の14（20001帳票）

記入例：P8・9

記入例：P10・11

②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1（20002帳票）

②-2 工事種類別完成工事高付表

記入例：P12

国総建第269号（H20.1.31） 経営事項審査の事務取扱いについて（通知） 別記様式第1号
 ※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

③その他の審査項目（社会性等）

記入例：P13

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3（20004帳票）

④技術職員名簿

記入例：P14

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2（20005帳票）

⑤経営状況分析結果通知書（原本）

建設業法施行規則 別記様式第25号の11

登録経営状況分析機関が発行した「原本」を添付

⑥委任状（行政書士等による代理申請の場合）

⑥・⑦の様式については建設業法等には指定されていません。任意の様式で提出して下さい。

⑦審査手数料印紙貼付書

⑧外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書

外国子会社の提出する認定を受けた場合は提出する！

【2】添付書類

⑧工事経歴書（様式第2号）

記入例：P17・18

建設業法施行規則 別記様式第2号

※建設業法第6条第1項又は第11条第2項（第17条において準用する場合を含む）の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前一年間について、工事経歴書を国土交通大臣に提出している者は省略可。

【3】確認書類

必要書類・・・消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」P33～36を参照して下さい。
 ※確認書類は、国土交通大臣許可業者と県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

[1] 申請書等

正本：1部

副本（コピー）1部

※副本は受付印を押印の後返却しません。

[2] 添付資料 1部

[3] 確認書類 1部

[4] 副本返信用封筒（郵送の場合のみ）1部

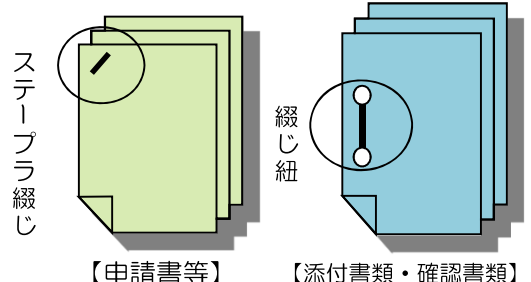
※副本を返送できる大きさと、切手を貼り、返送先を記載ください

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

『添付書類・確認書類』については原則返却いたしませんので、原本ではなく、必ず写し（コピー等）を提出して下さい。
 確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から40日を経過した日以後に、中部地方整備局において「溶解処理」致します。

【2】綴じ方

- 申請書等（①～⑦）は左上をステープラー（ホッチキス）で綴じて下さい。
- 添付書類・確認書類は、左側（2穴）を綴り紐で綴じて下さい。（ファイル綴じでも可）



II. 申請方法等について

4. 提出先

中部地方整備局建設産業課へ郵送または持参にて提出ください

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館7階 中部地方整備局建設産業課

電話：052-953-8572

(地下鉄名城線【名古屋城】駅下車 5番出口から徒歩3分)

【持参の場合の注意事項】

○受付時間 午前9時30分～正午まで

午後1時～午後4時30分まで です

※1階にて入館受付が必要です



5. 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。

手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の14第2項以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただく**ことになっています。

経営状況分析申請 (Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請 (X・Z・W)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求 (P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。



・収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。

- ・収入印紙を貼付する用紙(審査手数料印紙貼付書)は建設業法によって指定されていません。任意の用紙に貼付して提出して下さい。
- ・手数料を算出する際は、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

(単位：円)

審査対象業種数	経営規模等評価 (XZW)	総合評定値 (P)	手数料	審査対象業者数	経営規模等評価 (XZW)	総合評定値 (P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

6. 電子申請

令和5年1月10日より電子申請※ 受付開始予定。（従来どおり紙での申請も可能です）

※建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

最新の情報は、国土交通省（本省）のホームページ

（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html）をご確認ください。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則
別記様式第25号の14(20001帳票)

【記入例】

様式第二十五号の十四(第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)
不要なものを消す。(通常は「経営規模等評価再審査申立書」を消す。)

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和元年 8月 1日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1
中部地整建設 株式会社
代表取締役 中部 太郎

申請者

中部 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

不要なものを消す。
記入しない

総合評定値(P)の請求をしないときは、こちらを消す。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書き (例) (登記上)..... (事実上).....

必要に応じて修正ください。(訂正印不要) ※他の元号部分について同様

複数の許可年月日を有する場合は、申請時点で有効な最も古い許可年月日を記入する

申請時の許可番号が前回申請時のものと異なる場合にのみ記入する

申請者が法人の場合のみ記入する株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入する。

カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字はゴギのように1文字で記入する
法人の種類略号(株)などのフリガナは記入しない

カッコは1文字として記入する

姓と名の間は1カラム空けて記入する

【項番12】によって表される市区町村名に続くところから記入
丁目・番・号は「-」ハイフンで継ぐ

局番との間は「-」ハイフンで継ぐ
左詰めで記入する

許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種だけ「9」を記入する

申請時に有している建設業許可について

- 特定建設業: 「2」を記入する
- 一般建設業: 「1」を記入する

*審査基準日時点で受けている許可の状況を記入するものではありません

申請等の区分コード表(P27)参照

左側: 処理区分コード表(P27)参照
右側: 処理区分コード別表2(P27)参照
(右側は該当する場合のみ記入する)

資本金額又は出資総額 法大番号

申請等の区分 0511
処理の区分 0600
法人又は個人の別 0711 (1.法人)
商号又は名称のフリガナ 08 チュブチセイケンセツ
商号又は名称 09 中部地整建設(株)
代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 チュウブ タロウ
代表者又は個人の氏名 11 中部 太郎
主たる営業所の所在地市区町村コード 12 23106
主たる営業所の所在地 13 三の丸2-5-1
郵便番号 14 460-8514 電話番号 15 052-953-8572
土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
許可を受けている建設業 15 2222212222 (1.一般) 2.特定
経営規模等評価等対象建設業 16 9999999999



■再審査の申立について……

行政(審査)庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます。(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含みます。)ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査申立ての対象とはなりません。

※申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

30日以内に限り申し立てが可能です。

基準決算を選択：審査基準日の純資産合計（貸借対照表（様式15号））を記入する
 2期平均を選択：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入する
 （経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

申請者 **中部地整建設（株）**

自己資本額 項番 1 7 2 2 0 0 8 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

利益額 (2期平均) 1 8 1 2 0 1 2 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

基準決算 2 1 5 8 6 (千円)

直前の審査基準日 2 2 4 3 1 (千円)

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入する
 （経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で“換算”して算出する

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を【項番18】へ記入する
 【この例の場合（8,871+1,187+11,986+1,981）÷2=12,012.5となり、（12,012）を記入】
 ※2期平均以外は選べません！！

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 8 8 7 1 (千円)	営業利益 1 1 9 8 6 (千円)
減価償却実施額 1 1 8 7 (千円)	減価償却実施額 1 9 8 1 (千円)

営業利益は損益計算書（様式第16号）の科目“営業利益”から記入する
 減価償却実施額は法人税申告書別表16（1）、（2）等から記入する
 （経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

技術職員数 1 9 1 2 (人) 「別紙2 技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入する
 （技術職員名簿の人数と一致）

登録経営状況分析機関番号 2 0 0 0 0 9 9 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○経営状況分析機関
 経営状況分析（Y）に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

法27条の28（再申請の中立）の場合に記載する（※法改正によるものも含む）

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

金額を記入する場合の注意事項

- 千円単位（千円未満の端数は切り捨て）で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする
- マイナスは「-」を記入し、「△」等とはしない
- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます
 但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入する

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する

連絡先 所属等 **営業部 営業課** 氏名 **中部 花子** 電話番号 **052-953-8572**
 ファックス番号 **052-953-8606**

各カラムに金額・数値等を記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めています。確認書類一覧 P33～36をご参照下さい。

■項番17 自己資本額
 申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

■項番18 利益額
 一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析（Y）において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【2ヶ年分】を記載しておりますので参考にして下さい。
 なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

2. 別紙一 工事種類別完成工事高/元請完成工事高

【記入例】

別紙一

(用紙A4)
20002

「【項番16】経費を受審する業種」と一致
(審査対象業種を全て記入する)
下表の「業種コード表」参照

**工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高**

申請者 **中部地整建設(株)**

審査対象事業年度 自 2019年04月 至 2021年03月
審査対象事業年度 自 31年04月 至 31年03月
審査対象事業年度 自 29年04月 至 30年03月

審査対象事業年度 自 31年04月 至 31年03月
審査対象事業年度 自 29年04月 至 30年03月

計算基準の区分 2 (1.2年平均)
2.3年平均)

項番	業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
31	32010	211,800	211,800	198,005	198,005
	32011	0	0	0	0
	32050	13,053	3,736	8,353	3,736
	32051	2,200	1,600	1,355	1,355
33	33				
34	34				
	合計				

右の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入する(工事実績が無い場合は「0」を記入する)

申請業種(業種コード)	内訳業種(業種コード)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

業種コード表

J-0	工事の種類	J-1	工事の種類	J-2	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

【項番33】その他・【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合は、この様式の最終ページに記入する

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する(2枚目以降も記入すること)



■工事の定義は建設業法により行います(建設業法第2条)

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**
例えば、除草(剪定)業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。
計上された場合、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への修正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意ください。

建設業法による建設工事の業種区分は P23~26 を参照して下さい。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

【1】完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。

※矢印の方向で積み上げすることができます。
(工事内容によっては、積み上げできない場合があります)

一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、水道施設 など
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体など

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度) 平成31年4月～令和02年3月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円	土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 舗装工事 5,000千円 うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度) 平成30年4月～平成31年3月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円	土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 舗装工事 0千円 うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度) 平成29年4月～平成30年3月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円	土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 舗装工事 4,000千円 うち元請 0千円

■「業種間積み上げ」を行った業種（振替元）については、経営事項審査を受けることができません。

振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加をすることはできませんのでご注意ください。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認して下さい。

申請者 中部地整建設(株)

3. 別紙三 その他の審査項目 (社会性等)

建設業法施行規則

別記様式第25号の14 別紙3 (20004帳票)

【記入例】

別紙三

(用紙A4)
20004

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 [4][1][1] (1.有、2.無、3.適用除外) ← 【項番4.1】～【項番4.6】については、該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する

健康保険加入の有無 [4][2][1] (1.有、2.無、3.適用除外) ← 健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合に加入している場合は、「適用除外」として下さい。 ※減点の対象にはなりません。

厚生年金保険加入の有無 [4][3][1] (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 [4][4][1] (1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 [4][5][1] (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 [4][6][1] (1.有、2.無)

(B/A)が15%以上の場合「1」、未滿の場合「2」 [4][7][1] (1.該当、2.非該当) ← 技術職員数(A) 12 (人)、若年技術職員数(B) 2 (人)、若年技術職員の割合(B/A) 16 (%)

(C/A)が1%以上の場合「1」、未滿の場合「2」 [4][8][1] (1.該当、2.非該当) ← 新規若年技術職員の育成及び確保 [4][9][1] (1.該当、2.非該当) ← 新規若年技術職員数(C) 1 (人)、新規若年技術職員の割合(C/A) 8 (%)

CPD単位取得数 [4][9][0][0][0][0][0][0] (単位) ← 様式第5号「技能者名簿」に記載した技術者数 [4][10][0][0][0][0][0][0] (人)、技術者数 [4][11][0][0][0][0][0][0] (人)、技能者数 [4][12][0][0][0][0][0][0] (人)、CPD単位取得数 [4][13][0][0][0][0][0][0] (人)、CPD単位取得数 [4][14][0][0][0][0][0][0] (人)

技術者数 [4][10][0][0][0][0][0][0] (人) ← 様式第5号「技能者名簿」に記載した人数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記入

技能者数 [4][12][0][0][0][0][0][0] (人) ← 様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記入

女性職員の就業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 [5][1][1] (1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当)

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 [5][2][1] (1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当)

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 [5][3][1] (1.ユースエール認定、2.非該当)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 [5][4][1] (1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当) ← 令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請は、空欄で可

建設業の営業継続の状況

営業年数 [5][5][2][3] (年) ← 初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間を除く)を記入する(年末の端数は切り捨て)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 [5][6][2] (1.有、2.無) ← H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 [5][7][1] (1.有、2.無) ← 【項番5.7】～【項番5.9】については、該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 [5][8][2] (1.有、2.無) ← 建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入する

指示処分の有無 [5][9][2] (1.有、2.無) ← 「行政指導(勧告等)及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない(審査基準日前1年間の状況について記入する)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 [6][0][3] (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無) ← 「監査の受審状況」について以下の区分により記入(審査基準日時点) 「1」……会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点) 「2」……会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点) 「3」……【項番6.1】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出している場合に加点

公認会計士等の数 [6][1][0][0][0][0][0][0] (人) ← 右詰めで記入し、余白については空白とする

二級登録経理試験合格者等の数 [6][2][0][0][0][0][0][0] (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) [6][3][0][0][0][0][0][0] (千円) ← 628000 (千円) [6][4][0][0][0][0][0][0] (千円) ← 619003 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 [6][4][0][0][0][0][0][0] (台) ← 64007 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション2.1の認証の有無 [6][5][1] (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無 [6][6][1] (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 [6][7][1] (1.有、2.無)

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に遡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)により使用する建設機械(当法施行令別表に規定するショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグラブ、クラムシエル、クレーン又はハイドラウパーのアタッチメントを有するもの)、フルトラー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、労働安全衛生法施行令に掲げる移動式クレーン(つり上げ重3t以上)、作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表に掲げる締固め用機械及び解体用機械の合計台数を記入する。

審査基準日において、エコアクション2.1の認証を取得している場合は「1」を記入する。(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く)

審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合は「1」を記入する。(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く) 14001号についても同様。

4. 別紙二 技術職員名簿

建設業法施行規則
別記様式第25号の14 別紙2 (20005帳票)

【記入例】

別紙二

技術職員として申請する業種を必ず記入する
(審査対象建設業以外の業種は記入不可)

右詰めで記入する
(空位のカラムは「0」で埋めること)

1つの資格から2業種を選択する場合でも、
有資格区分コードは両方記入する

(用紙A4) 2 0 0 0 5

技術職員名簿

申請者 中部地整建設 (株)

頁数 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		中部 太郎	昭和31年3月8日	64	8 2	0 1 1 1 3	1 0 5	1 1 3	1 1 3	2 3 4 5 6 7 8 9	
			和37年5月3日	57	8 2	1 1 1 1 3	2 1 7	1 1 3	2		
			和45年2月11日	50	8 2	0 1 1 4 1	1 1 7	1 8 8	2	6 7 8 9 1 2 3 4	
			和47年7月20日	47	8 2	0 1 2 1 4	2 2 0	0 0 2	2		
5		中部 花子	昭和40年12月23日	54	8 2	0 1 0 0 1	2 1 7	2 9 0	2		
			昭和28年1月1日	67	8 2	0 1 0 0 1	2 2 0	0 0 2	2		
			昭和60年3月19日	35	8 2	0 1 0 0 2	2 2 0	1 4 5	1	9 8 7 6 5 4 3 2	
			昭和47年8月29日	47	8 2	0 1 2 1 4	2 2 3	2 3 4	2		
9	○	愛知 三津子	昭和56年4月1日	39	8 2	2 0 0 0 2	2 2				
10	○		17日	29	8 2	0 1 0 0 1	2				
11			1日	64	8 2	0 5 1 1 3	1 2 9	1 3 1	1		
12					8 2						
					8 2						
					8 2						
					8 2						
17					8 2						
18					8 2						

業種コード表

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
ほ装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		

1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです

(2業種の考え方)

1. 資格から2業種選択
例: 土木施工管理技士 → 土木(01)・ほ装(13)
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する

2. 資格から1業種ずつ選択でも可能
例: 土木施工管理技士 → 土木(01)
建築施工管理技士 → 建築(02)

1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。

例: 管(09) → 2級管工事(230)・配管工(1級)(176)



■技術者評価について……

- ・技術職員は審査基準日時点の状況について申請して下さい。
- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。
- ※この重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもってれば、複数の業種で監理技術者等になります。
- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。
- なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。

【1】技術職員名簿に関する注意事項

実務を有する者の取扱いについて

実務経験を有する者とは、以下のような方を指します。

- (1) 有資格区分コード：001 建設業法第7条第2号イ該当
学校教育法による所定学科を修めて高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業後、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上（大学は短期大学を含む）
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者（各種学校の専門学校は該当しません）。
- (2) 有資格区分コード：002 建設業法第7条第2号ロ該当
学歴に関係なく10年以上
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者

中部地方整備局においては、有資格区分コード001及び002の方について、その経験を証明するための確認書類（実務経験証明書等）のご提出を予め求めておりません。ただし、必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書（建設業法施行規則 別記様式第9号）等を追加で求める場合がありますので、ご承知おき下さい。



■実務の経験とは……

29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する**技術上の経験**をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした**見習中の技術的経験も含まれます。**また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、**工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。**

技術職員名簿の記載方法の注意点

技術職員名簿の記載する順番については、原則として確認書類のうち、常勤性の確認をするためにご提出いただく標準報酬決定通知書等に記載されている順番に合わせて記載願います。

確認資料について

確認書類の提出にあたっては、以下の点についてご注意願います。

【常勤性の確認資料について】

- ①「技術職員名簿」（別紙2）に記載されている方及び「その他の審査項目（社会性等）」（別紙3）の公認会計士等数に計上されている方に関する記載がある職員等の部分のみを提出して下さい。
- ②必要ない職員等の情報は、“黒く塗りつぶす”等の措置を行い表示しないで下さい。
- ③「技術職員名簿」に記載されている番号を、標準報酬決定通知書等の氏名余白部分に以下の例のように記載願います。
例）技術職員名簿「1頁」「通番9」の方の場合 “1-9”
- ④6ヶ月超前からの雇用期間を確認する確認書類（健康保険証もしくは雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し）についても、③と同様の記載を行って下さい。また、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。

【資格の確認】

①技術職員名簿の講習受講欄に「1」を記載されている方については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出願います。平成28年6月1日より監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証が1枚にまとまったものに変更された**管理技術者資格者証**に関しては、表と裏の写しを提出願います。（講習受講「1」は、監理技術者証に記載のある業種のみです。）

- i) 建設業法第15条第2号イに該当（1級国家資格者相当）していること。
- ii) 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- iii) 建設業法第26条の4から6の講習（監理技術者講習）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの。（審査基準日が講習受講した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること）

上記i)～iii)全ての要件を満たしている場合のみ、加対象となります。

②合格証等は、資格名称、資格取得日、氏名、生年月日が確認できる程度であれば、縮小コピーも可と致します（例えば、2つの証書をA4縦用紙1枚に縮小コピーしてまとめるなど）

③合格証等の写しについても、技術職員名簿の順番にi)合格証、ii)監理技術者資格者証、iii)監理技術者講習修了証の順番に揃えて提出して下さい。

※監理技術者資格者証で資格の確認ができれば、合格証等は省略可。また、有効期間の定めがない合格証等で、過去に提出した内容から変更のない場合も、省略可といたします。

※1人の技術者毎に③の資料をセットで揃えること。（i)～iii)をA4縦用紙1枚に縮小してまとめるなども可と致します。）

④資格区分コード「005」（監理技術者補佐）で申請する場合は、1級技士補の合格証の他に、その者が主任技術者の要件を満たしていることわかる資料も提出願います。（2級国家資格の合格証等。前回の申請において、技術職員として加添されていれば不要）また、実務経験の監理技術者資格証の写しでも可。（※監理技術者講習についての取扱いは、上記①と同様）

出向者の取扱いについて

出向先で常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となります。（出向元では、評価の対象にはなりません）。

ただし、出向起算日から審査基準日まで6ヶ月を超える恒常的雇用関係があることが条件となります。

確認書類として、出向協定書又は出向証明書のいずれかの書類を提出願います。出向協定書・出向証明書には、最低限次の内容が定められていることが必要となります。

- i) 出向期間（最低でも1年以上）
- ii) 出向者の身分保障及び指揮監督権について
- iii) 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について

出向証明書については、出向元が証明したものを提出願います。また、審査基準日の直前に発行されたものを提出願います。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

5. 添付書類 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則 別記様式第2号

工事経歴書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。
また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となる時

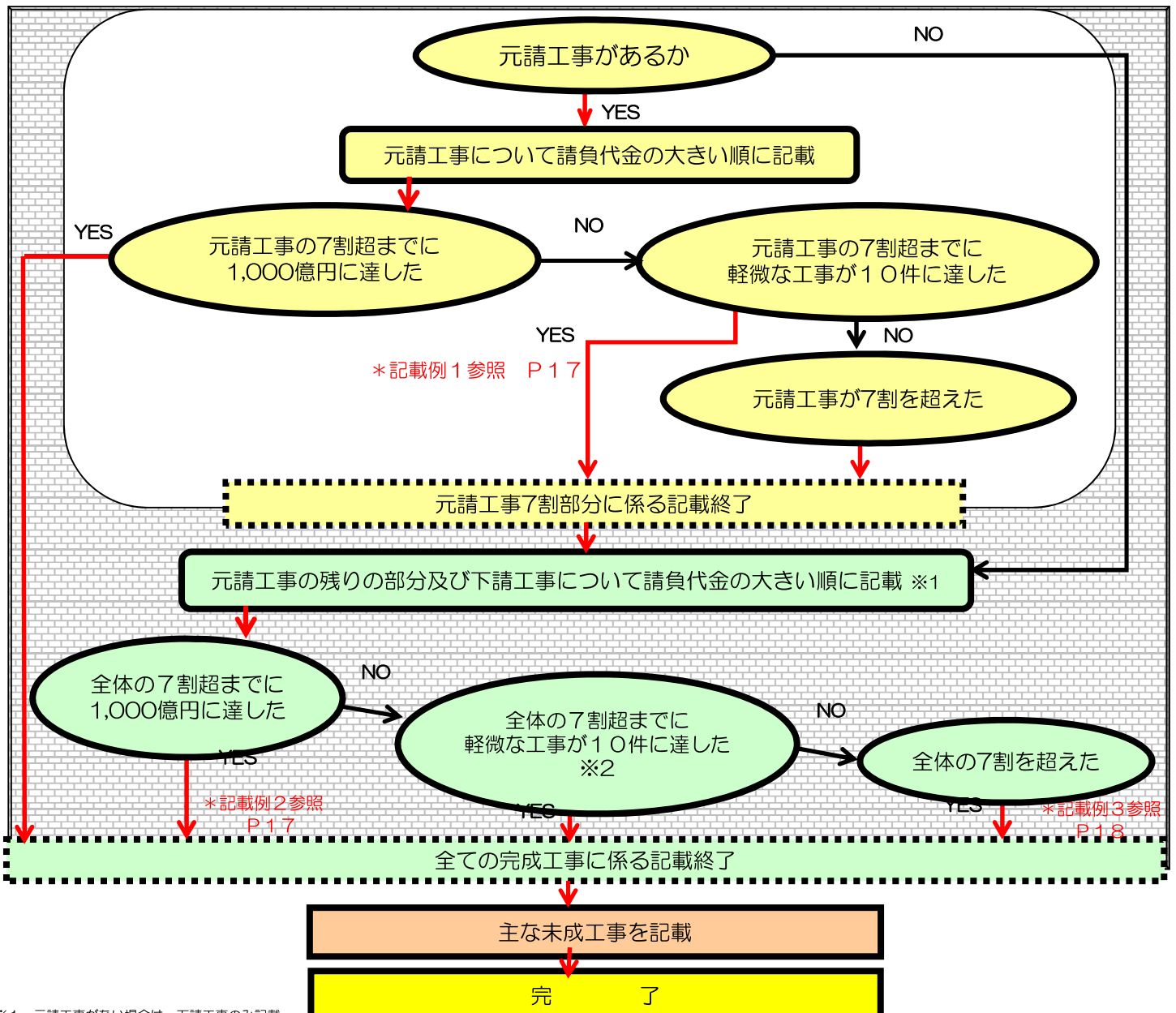
- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

※毎営業年度終了後に提出（変更届出書）する『工事経歴書』を作成・提出していれば、経営事項審査申請の際の『工事経歴書』の提出は省略することができます。

工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記載する



※1 元請工事がない場合は、下請工事のみ記載

※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断。

***記載例1 工事経歴書記載例 (元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・概算)

(用紙A4)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月	
A	国土建設	元請	U 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	9,000千円		令和XX年XX月		
B	北海道開発	〳	S 邸車止め設置工事	〳	愛知太郎	〳	4,500千円		令和XX年XX月		
C	東北土木	〳	N 住宅敷地盛土及び基礎工事	〳	一宮二郎	〳	3,200千円		令和XX年XX月		
D	関東建設	〳	豊橋川改修工事の内掘削工事	〳	津島一平	〳	2,500千円		令和XX年XX月		
E	北陸産業	〳	丸の内ビル新築工事の内外構工事	〳	半田五郎	〳	2,000千円		令和XX年XX月		
F	中部塗装	〳	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〳	岡崎三男	〳	1,900千円		令和XX年XX月		
G	近畿組	〳	栄ビル新築工事の内くい打工事	〳	豊田一郎	〳	1,800千円		令和XX年XX月		
H	中国建築	〳	一般国道99号線道路新設工事	〳	名古屋三郎	〳	1,700千円		令和XX年XX月		
I	四国道路	〳	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〳	愛知太郎	〳	1,600千円		令和XX年XX月		
J	九州工業	〳	M 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,500千円		令和XX年XX月		
K	沖縄機械	〳	S 邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,000千円		令和XX年XX月		
L	国交 太郎	下請	B~Kの件数 ≤ 10件	〳	岡崎三男	〳	〳	〳	〳		
M	建設 次郎	〳	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	7,000千円		令和XX年XX月		
							小計	13	45,700	うち 元請工事	30,700
〳〳〳「軽微な工事」							合計	62	65,000	うち 元請工事	60,000

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

***記載例2 工事経歴書記載例 (全体で軽微な工事が10件に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・概算)

(用紙A4)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月	
A	国土建設	元請	U 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	10,000千円		令和XX年XX月		
B	北海道開発	〳	S 邸車止め設置工事	〳	愛知太郎	〳	4,500千円		令和XX年XX月		
C	東北土木	〳	N 住宅敷地盛土及び基礎工事	〳	一宮二郎	〳	3,200千円		令和XX年XX月		
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削	〳	〳	〳	8,000千円		令和XX年XX月		
E	北陸産業	〳	丸の内ビル新築工事の内外構工事	〳	半田五郎	〳	5,500千円		令和XX年XX月		
F	中部塗装	〳	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〳	岡崎三男	〳	2,500千円		令和XX年XX月		
G	近畿組	〳	栄ビル新築工事の内くい打工事	〳	豊田一郎	〳	2,000千円		令和XX年XX月		
H	中国建築	〳	一般国道99号線道路新設工事	〳	名古屋三郎	〳	1,900千円		令和XX年XX月		
I	四国道路	〳	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〳	愛知太郎	〳	1,800千円		令和XX年XX月		
J	九州工業	元請	M 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,700千円		令和XX年XX月		
K	沖縄機械	下請	S 邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,600千円		令和XX年XX月		
L	国交 太郎	〳	県道758号線道路側溝工事	〳	岡崎三男	〳	1,500千円		令和XX年XX月		
M	建設 次郎	〳	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	1,000千円		令和XX年XX月		
							小計	13	45,200	うち 元請工事	19,400
〳〳〳「軽微な工事」							合計	62	70,000	うち 元請工事	25,000

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて記載

B・C+F~Mの件数 ≤ 10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

*記載例3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係) (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期	
					主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所に印を記載)	主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	K	元請	U 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	〃	100,000千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
B	北海道開発	〃	S 邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	〃	60,000千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
C	東北土木	〃	N 住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	〃	3,200千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削	〃	〃	〃	8,000千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	〃	7,500千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	〃	6,300千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	〃	5,100千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〃	2,000千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〃	1,800千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了									
A~Cの合計額 ≥ Yの7割									
A~Iの合計額 ≥ Xの7割									
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)									
ページごとの完成工事高の合計額(A~I)									
全ての完成工事高の合計額									
元請工事に係る完成工事高の合計額									

- 記載要領
- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」とし、下請工事については「下請」と記載すること。
 - 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
 - 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
 - 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
 - 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
 - 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼橋物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書を作成する際の注意事項...

- 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい。
(契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更しないでください。)
- 工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書きする場合の記載例

完成工事高 (75,000)	← 工事進行基準による当期計上額 ← 全体の契約額
98,000 千円	

Ⅳ. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書（経営事項審査）の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から30日以内であれば、再審査の申し立てができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない）。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査の対象になりません。

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から120日以内であれば行政（審査）庁に再審査の申し立てができます。
審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

 申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。結果通知書受領後は、速やかに申請書の記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（結果通知書発行日から約30日後）です。



3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられる事があります（建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）。

1. 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
2. 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（建設業法第28条第1項第2号、第28条第1項第3号）。

 完成工事高水増し等の虚偽申請 → 30日間の営業停止処分 など

4. 特殊な経営事項審査について

特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前にP19の問い合わせ先でご相談下さい。

申請方法、提出書類等を含め、“通常”の手続とは異なります。

また、企業集団（グループ経審、連結経審）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

詳細は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 [03-5253-8111(代)] までお問い合わせ下さい。

IV. その他

5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評価値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評価値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営事項審査審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営事項審査審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度での利用するとき
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6. 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という）が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。最新の登録経営状況分析機関の情報は、国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html）をご参照下さい。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

H30.4月現在

7. お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1(名古屋合同庁舎第2号館)

TEL 052-953-8572 FAX 052-953-8606

中部地方整備局のホームページに経営事項審査の最新の情報が掲載されています。

<https://www.cbr.mlit.go.jp>
各種様式もダウンロードできます。

8. 経営事項審査についてよくいただくご質問

Q1 建設工事の業種区分（29業種）の考え方を教えてください。

A1 建設業法では建設業を29業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しています。詳しくは、P23～26の建設業法による建設工事の業種区分一覧表を参照して下さい。

■間違えやすいのでご注意ください。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。

したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装工事等）が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

Q2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」（土木一式又は建築一式）として申請してよろしいでしょうか？

A2

告示（法第2条（定義）関係）等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明かです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

Q3 「・・・定期点検業務委託」「・・・保守」等の件名の工事がありますが、これらは、経営事項審査の完成工事高に計上できますか？

A3

工事の定義は建設業法により行います。（建設業法第2条）

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

例えば、除草（剪定）、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則、完成工事高に計上できません。

但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。

「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

A4

許可を有していない業種における軽微な建設工事の完成工事高の合計及び許可は有しているが経営規模等評価等対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高の合計を計上することになります。

ただし、あくまで計上できるのは「建設工事の完成工事高」であり、建設工事ではない役務の売上や物品販売等の兼業売上を計上してはいけません。

また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

IV. その他

Q5 2以上の業種を1件の契約で請負しましたが、工事経歴書にはどのように計上するのですか？

A5

2以上の業種を1件の契約で請け負うようなケースは、実際の契約上起こりうるかと思われませんが、工事経歴書の記載は建設工事の種類ごとに作成することとされており、1件の工事を2以上の業種に分割して計上することができません。よって、原則としていずれか一つの業種に1契約分全額を計上することとなりますので、請け負った工事内容のうち、主要な工事内容が29業種のいずれに当てはまるかを判断したうえで、当てはまると思われる業種に計上して下さい。業種の分類については、P22～25をご参照願います。

Q6 技術職員の「審査基準日以前に6ヵ月を超える恒常的な雇用関係」について、例えば3月31日が審査基準日の会社の場合、どのような技術職員が評価対象になるのでしょうか？

A6

経営事項審査の審査基準の改正により、平成23年4月1日以降の申請においては、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が必要となりました。

例えば3月31日を審査基準日である会社の場合、3月31日の6ヶ月前は10月1日となり、その日から1日遡った9月30日からの雇用されている者のみが評価の対象となります。

技術者に必要な雇用期間の考え方（例）

審査基準日から6ヵ月+1日
(平成31年9月30日)

審査基準日以前6ヵ月を超える恒常的な雇用関係がある者

○ 技術職員として計上可能

審査基準日以前6ヵ月を超える恒常的な雇用関係がない者

× 技術職員として計上不可

審査基準日
(令和2年3月31日)

Q7 高齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている技術職員について、平成23年4月1日以降どのような取扱いになるのでしょうか？

A7

これまで高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されており、経営事項審査の技術職員として評価される条件である、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」に当たらないとされておりました。

平成23年4月1日以降は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」の提出（常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を合わせて提出）をすることで評価対象となりました。名簿の様式は中部地方整備局のホームページに掲載しております。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	
1	土木一式工事	土木事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。	
2	建築一式工事	建築事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	
3	大工工事	大工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の場重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ※1 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ③土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
				①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。	

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</p>
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事	<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。</p> <p>③ 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。</p>
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>

建設工事の種類		業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)		昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしこ」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしこであり、ビルの外壁に固定された避難階段等これに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

各種コード表 (その1)

20001 帳票 [項番02] 「申請時の許可番号」・[項番03] 「前回の申請時の許可番号」

コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁
00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

20001 帳票 [項番05] 「申請等の区分」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

20001 帳票 [項番06] 「処理の区分」の左欄

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

20001 帳票 [項番06] 「処理の区分」の右欄

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受け申請する場合

各種コード表 (その2)

20001帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業」

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

20001帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業の略号」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(ほ)	ほ装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

20002帳票 [項番31] 「業種コード」

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート 構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

20005帳票 [項番61] 「業種コード」

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

各種コード表 （その3）

20005帳票 [項番82]

CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値（国土交通省告示第246号 別表第18（第二の四の10））

公益財団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益財団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

技術職員 有資格区分コード表

＜経営規模等評価申請/技術職員名簿＞

◎は5点 ○は2点 △(▲)は1点 の配点

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
171	建築大工 (1級)			○																										
271	建築大工 (2級) 【※】			△																										
164	型枠施工 (1級)			○		○																								
264	型枠施工 (2級) 【※】			△		△																								
172	左官 (1級)			○																										
272	左官 (2級) 【※】			△																										
157	とび・とび工 (1級)					○																								○
257	とび・とび工 (2級) 【※】					△																								△
173	コンクリート圧送施工 (1級)					○																								
273	コンクリート圧送施工 (2級) 【※】					△																								
166	ウェルポイント施工 (1級)					○																								
266	ウェルポイント施工 (2級) 【※】					△																								
174	冷凍空調和機器施工・空調設備配管 (1級)										○																			
274	冷凍空調和機器施工・空調設備配管 (2級) 【※】										△																			
175	給排水衛生設備配管 (1級)										○																			
275	給排水衛生設備配管 (2級) 【※】										△																			
176	配管・配管工 (1級)										○																			
276	配管・配管工 (2級) 【※】										△																			
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)							○		○								○												
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級) 【※】							△		△								△												
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)										○																			
277	タイル張り・タイル張り工 (2級) 【※】										△																			
178	築炉・築炉工 (1級) ・れんが積み										○																			
278	築炉・築炉工 (2級) 【※】										△																			
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級) ・コンクリート積みブロック施工						○			○																				
279	ブロック建築・ブロック建築工 (2級) 【※】						△			△																				
180	石工・石材施工・石積み (1級)						○																							
280	石工・石材施工・石積み (2級) 【※】						△																							
181	鉄工・製罐 (1級)										○																			
281	鉄工・製罐 (2級) 【※】										△																			
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)											○																		
282	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級) 【※】											△																		
183	工場板金 (1級)																	○												
283	工場板金 (2級) 【※】																	△												
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金「建築板金作業」(1級)							○										○												
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金「建築板金作業」(2級) 【※】							△										△												
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)																	○												
285	板金・板金工・打出し板金 (2級) 【※】																	△												
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)							○																						
286	かわらぶき・スレート施工 (2級) 【※】							△																						
187	ガラス施工 (1級)																	○												
287	ガラス施工 (2級) 【※】																	△												
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)																	○												
288	塗装・木工塗装・木工塗装工 (2級) 【※】																	△												
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)																	○												
289	建築塗装・建築塗装工 (2級) 【※】																	△												
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)																	○												
290	金属塗装・金属塗装工 (2級) 【※】																	△												
191	噴霧塗装 (1級)																	○												
291	噴霧塗装 (2級) 【※】																	△												
167	路面標示施工																	○												
192	畳製作・畳工 (1級)																													○
292	畳製作・畳工 (2級) 【※】																													△
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)																													○
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (2級) 【※】																													△
194	熱絶縁施工 (1級)																													○
294	熱絶縁施工 (2級) 【※】																													△
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)																													○
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (2級) 【※】																													△
196	造園 (1級)																													○
296	造園 (2級) 【※】																													△
197	防水施工 (1級)																													○
297	防水施工 (2級) 【※】																													△
198	さく井 (1級)																													○
298	さく井 (2級) 【※】																													△
061	地すべり防止工事																													△
040	基礎くい工事					○																								
062	建築設備士										△	△																		
063	計装										△	△																		
060	解体工事																													○
064	基幹技能者																													
704	認定能力評価基準 (レベル4)																													
703	認定能力評価基準 (レベル3)																													
099	その他																													

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

(備考) 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

01:土 02:建 03:大 04:左 05:と 06:石 07:屋 08:電 09:管 10:タ 11:鋼 12:筋 13:ほ 14:し 15:板 16:力 17:塗 18:防 19:内 20:機 21:絶 22:通 23:園 24:井 25:具 26:水 27:消 28:清 29:解

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可業者用】 (1/4)

中部地方整備局 令和5年1月 現在

チェック	必須	確認書類 ※特に指定のない場合は全て写し(コピー)
□	①	審査対象年度 ・消費税確定申告書(第1表)の写し ・消費税納税証明書(その1)の写し
□	②	審査対象年度 ・工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書の写し(前年度未受審の場合は2期分) ※とび土工の工事実績に、解体工事がある場合は、とび土工と解体工事を分けて工事経歴書を作成して下さい。 ※記載金額のうち、元請・下請に関わらず金額の高い順に上位から3件(3件に満たない場合は全て)
□	③	・法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他【2期分】の写し ※別表十六(四)、(六)、(七)、(八)で減価償却実施額を計上している場合はそれらも提出 ・貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)【2期分】の写し(ただし、事業年度終了届で既に提出している場合は省略可)
□	④	審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係の確認できる以下の①、②の“両方とも提出”(ただし、②は、前審査基準日の技術職員名簿に記載されている技術者については、省略可) 【①常時雇用の確認書類】 ・申請時点直近の健康保険、厚生年金保険標準報酬決定通知書もしくは住民税特別徴収税額通知書の写し ・定年の記載がある部分の就業規則(60歳以上の技術者が記載されている場合のみ) 【②6ヶ月超前からの雇用の確認書類】 ・健康保険証もしくは雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し ※ いずれの資料の場合でも所属企業の記載があるものに限る 注：①及び②の資料共に「技術職員名簿」に記載されている番号を、氏名余白部分に以下の例のように記載願います。 例) 技術職員名簿「1頁」の「通番9」の方の場合 “1-9” また、被保険者記号・番号部分にマスキングを施して下さい。 技術職員名簿に記載されている技術者および「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」および「様式第5号 技能者名簿」に計上している方の6ヶ月を超える恒常的雇用関係の証明 R2.4より 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(6ヶ月超前からの雇用者) ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号) ・常時10人以上の労働者を使用する企業は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 注：定年を過ぎた技術者については、役員、継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)及び個別の雇用契約書等で特に期間限定をすることなく常時雇用されていることが証明出来る場合を除き、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」に当たらない(加点対象外)と見なします。 出向者(出向先に常勤であれば加点対象となる可能性があります) ・出向協定書又は出向契約書(出向内容等の詳細が記載されていない場合、それらが記載されている覚書等も併せて提出する) ※ 詳細は手引きのP15をご参照下さい。 注：当該出向者の出向起算日から審査基準日までに6ヶ月を超える恒常的雇用関係があることが条件となります。
□	⑤	技術職員名簿に記載されている方全員についての技術職員に該当することを証する書面 ①検定もしくは試験の合格証の写し ②監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証が1枚にまとめたものは表と裏の写し) ※ 詳細は手引きのP15をご参照下さい。

R2.4より
 税抜表示がされていない場合は鉛筆等で税抜きの円書きをしてください
 ※税率8%、10%が混在するための時限的な措置です

R2.4より

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可業者用】 (2/4)

任意	項番	確認書類	備考
<input type="checkbox"/>	⑥ [項番41] 雇用保険加入	①労働保険 概算・確定保険料申告書(雇用保険に関する部分) ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書 (※審査基準日を含む期のもの。 例: 4/1~7/31が審査基準日の申請者 → 第1期分 8/1~11/30 // → 第2期分 12/1~3/31 // → 旧年度の第3期分又は新年度の第1期分の領収を証する書面が必要)	審査基準日を含む年度のもの(例: 令和4年3月31日が審査基準日の場合、令和3年度の申告書及び領収書を添付)
<input type="checkbox"/>	⑦ [項番42] 健康保険加入	以下の資料(①~②)の"いずれか一つ" ①健康保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む月のもの(例: 3月31日が審査基準日の場合、3月分の領収書を添付)
<input type="checkbox"/>	⑧ [項番43] 厚生年金保険加入	以下の資料(①~②)の"いずれか一つ" ①厚生年金保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む月のもの(例: 3月31日が審査基準日の場合、3月分の領収書を添付)
<input type="checkbox"/>	⑨ [項番44] 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑩ [項番45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	退職一時金 以下の資料(①~⑨)の"いずれか一つ" ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③就業規則(労働基準監督署長の印のあるもの)、退職金規程 ④労働協約 企業年金 ⑤厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑥適格退職年金契約書 ⑦確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑧確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑨資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑪ [項番46] 法定外労働災害補償制度加入	以下の資料(①~⑤)の"いずれか一つ" ①(財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③(社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約を証明する書面 ⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件のすべてを満たすものでなければ評価対象として扱えません。 ○業務災害と通勤災害のいずれもが対象となっていること ○直接雇用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること ○死亡及び労災保険の障害等級第1級から第7級までに係るすべてが対象となっていること	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑫ [項番49・50] 知識及び技術または又は技能の向上に関する取組の状況 ・CPD単位取得数 ・レベル向上者数	・技術者が取得したCPDの単位数を証する書面等の写し(※余白に技術職員名簿の通番を記載) ・能力評価基準により、技能者が受けた評価を証する書面等の写し ・技能者数を示すものとして、申請者が建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、審査基準日時点で稼働している工事について、作業員名簿の写し	作業員名簿に記載された技能者数≦項番62の技能者数
<input type="checkbox"/>	⑬ [項番51] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	認定を取得していることを証する書面(都道府県労働局長から交付された基準適合一般事業主認定通知書等)の写し	認定通知書の通知日が、審査基準日以前であること(えるほし認定等)。審査基準日以前に認定の取消または辞退がされていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑭ [項番52] 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	認定を取得していることを証する書面(都道府県労働局長から交付された基準適合一般事業主認定通知書等)の写し	認定通知書の通知日が、審査基準日以前であること(くるみん認定等)。審査基準日以前に認定の取消または辞退がされていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑮ [項番53] 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	認定を取得していることを証する書面(都道府県労働局長から交付された基準適合事業主認定通知書等)の写し	認定通知書の通知日が、審査基準日以前であること(コースール認定)。審査基準日以前に認定の取消または辞退がされていないこと。

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可業者用】（3/4）

任意	項番	確認書類	備考
□	①⑥ [項番54] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施	<p>様式第6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書</p> <p>○審査対象工事…審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事（軽微な建設工事、災害応急対策除く）（日本国内における全ての建設工事が対象）。</p> <p>【補足】告示に掲げる軽微な工事等を除く日本国内における建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事について、当該建設工事の施工期間等に関わらず、例外なく審査対象工事とする。</p> <p>○必要な措置…建設キャリアアップシステム（以下、CCUSという。）における現場契約情報の作成及び登録、かつ、CCUSに直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制を整備すること。</p> <p>【補足】（申請区分） 【様式第6号及び項番54で「1」を選択する場合】 審査対象となる全ての工事について、加点要件を満たしている場合は、15点を加点することとする。この場合において、審査対象工事が公共工事のみであっても、加点要件を満たしている場合は、15点を加点することとする。（この場合において、民間工事のみであっても同様）</p> <p>【様式第6号及び項番54で「2」を選択する場合】 審査対象工事に公共工事及び民間工事が含まれる場合であって、審査対象となる全ての公共工事についてのみ、加点要件を満たしている場合は10点を加点することとする。</p> <p>【項番54で「3」を選択する場合】 上記に該当しない場合や審査対象工事が1件もない場合については、加点しないこととする。</p>	令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度の申請から対象
□	①⑦ [項番56] 民事再生法又は会社更生法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続開始の決定日を証明する書面 ・ 手続終了の決定日を証明する書面（官報公告の写し等） 	審査対象事業年度に受けた決定について提出して下さい
□	①⑧ [項番57] 防災協定の締結	<p>以下の資料（①～②）の”いずれか一つ”</p> <p>①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書</p> <p>②所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定を締結している場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体が締結している防災協定書 ・ 申請者が当該団体に加入していることを証する書面 ・ 防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書又は当該団体の発行する証明書等） 	審査基準日時点で有効な協定に限る
□	①⑨ [項番58・59] 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書	建設業法第28条に基づく処分
□	①⑩ [項番60] 監査の受審状況 1. 会計監査人の設置 2. 会計参与の設置 3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	<p>1：有価証券報告書若しくは監査証明書（無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの）</p> <p>2：会計参与報告書</p> <p>3：常勤職員のうち、①公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣が指定する研修を受けたもの、または、②1級の登録経理試験に合格した者であり、翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの③登録経理講習を受講した者であり、翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したもの</p>	登録経理試験の合格者、受講者に関しては、令和5年3月31日までの経過措置あり。
□	①⑪ [項番61・62] 公認会計士等の数	<p>公認会計士：公認会計士法第28条の規程による研修を受講したことを証する書面</p> <p>税理士：所属税理士会が認定する研修を受講したことを証する書面</p> <p>登録経理試験の合格者（1級、2級）：合格証明書等、講習の修了証</p> <p>常勤性を確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険／厚生年金保険標準報酬決定通知書もしくは住民税特別徴収税額の通知書 	登録経理試験の合格者、登録経理講習の受講者に関しては、令和5年3月31日までの経過措置あり。 常勤性の証明も必要
□	①⑫ [項番63] 研究開発費の状況	<p>注記表（様式第17号の2）【2期分】 （ただし、事業年度終了届を提出している場合は、省略可）</p> <p>※ 研究開発費の額が加点対象となるのは、会計監査人設置会社に限定されています。</p>	建設業法施行規則で定められた様式以外は不可

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可業者用】（4/4）

任意	項番	確認書類	備考
□	②③ [項番64] 建設機械の保有状況	<p>「建設機械の保有状況」に記載された台数のうち、評価対象の上限となる15台以内について確認できる次の資料</p> <p>①売買契約書（リース所有の場合は、リース契約書） ※ リース契約書は審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの</p> <p>②特定自主検査記録表、自動車検査表又は移動式クレーン検査証 ※ ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械→特定自主検査記録表</p> <p>移動式クレーン→製造時等検査証又は性能検査証 ダンプ車→自動車検査証</p> <p>③建設機械の保有状況一覧表（中部地方整備局提出経営事項審査用様式）（※令和5年1月1日より様式変更）</p> <p>※ 加点対象となる建設機械は以下に限る。 ・建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）、ブルドーザー（自重が3トン以上）、トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上）及びモーターグレーダー（自重が5トン以上） ・ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの）（※備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は加点対象外） ・労働安全衛生法に規定する移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上）、高所作業車（作業床の高さ2メートル以上）、締固め用機械、解体用機械（※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点しない）</p>	審査基準日において各種検査の有効期間が切れている場合は原則不可
□	②④ [項番65] エコアクション21の認証	<p>エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し</p> <p>・一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p>	<p>・審査基準日が有効期間内であること</p> <p>・認証範囲に建設業が含まれていない場合や認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は不可</p>
□	②⑤ [項番66・67] 国際標準化機構が定めた規格 ISO 9001の登録 ISO 14001の登録	<p>・(財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類、付属書</p> <p>・ISO取得状況一覧表（中部地方整備局提出経営事項審査用様式）</p>	認証範囲に建設業が含まれていない場合、認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は不可

※申請内容によっては提出する必要のない書類もあります。
 ※必要に応じて追加資料の提出を求められる場合があります。
 ※「確認書類」は原則返却しません。原本ではなく、必ず写し（コピー等）を提出して下さい。
 確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から**40日**経過後に、中部地方整備局において「溶解処理」致します。